

指定申請書を受理する際の注意事項

吹田市福祉部福祉指導監査室
介護事業者担当

○事業所の人員体制については、指定申請書に添付されている「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（事業開始予定月分）に基づき、

- ・必要な職員が配置されているか。
- ・その職員は必要な資格を有しているか。

等を審査し、人員基準を満たしているものとしてこの度の申請を受理するものです。

○したがって、指定日時点で予定していた従業員が確保できなくなり、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載されている人員体制が変わる場合は、申請を受理する前提が変わることになりますので、再度変更後の人員体制で申請をしておさしもらう必要があります。

○今回申請された人員体制が変更になる場合は、速やかにその旨を申し出てください。

- ・指定日までに代わりの人員を確保できず人員基準を満たさなくなった場合は、今回の申請を取り下げさせていただきます。
- ・指定日までに代わりの人員が確保でき、申請時とは異なる体制で事業を開始する場合は、申請内容を差し替えていただく必要があります。

○人員体制が変更になったのにその旨の申し出がないまま事業開始されると、申請内容が虚偽であったということになり、場合によっては指定を取り消し、処分されることもありますので、ご注意ください。